

千葉市公告第202号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年2月27日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託名

産業医業務委託

(2) 委託案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託期間

令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで

(4) 履行場所

千葉市消防衛生管理規程(昭和63年消防局訓令(甲)第7号)第3条に掲げる事業場

ア 消防局の各課(消防学校含む。)

イ 各消防署(出張所含む。)

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 過去5年以内において、事業所における産業医業務を履行した実績を有する者であること。

(4) 産業医の要件を備え、本市が提示する仕様書に従い産業医業務を行える者であること。

3 契約事務担当課

〒260-0854

千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局総務部人事課給与厚生係

電話 043-202-1644

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 申請書等の配布

千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

(2) 提出場所等

公告の日から令和5年3月7日(火)までに前記3の契約事務担当課に持参または郵送で提出すること。(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

5 入札説明書の交付

前記4(1)同様、千葉市「入札情報等」のポータルページの「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンク (<http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/index.html>) 当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出

令和5年3月22日(水)午後0時00分までに、二重封筒(内封筒及び外封筒)に入れた入札書を前記3の契約事務担当課へ持参又は書留郵便にて必着とする。

内封筒には、入札書及び積算内訳書を入れることとし、内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘(糊付け、封印)してください。

また、外封筒には、入札書等の入った内封筒を封入した後、表に朱書きで「入札書在中」と記載してください。

(2) 開札の日時(非参集型入札)

令和5年3月22日(水)午後1時30分

(3) 開札の場所

千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉市消防局6階会議室

(4) 入札方法

総価で行う。

(5) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

(8) 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては月払いとする。また、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を12で除した金額とする。なお、除した際に端数が生じた場合は契約初月の請求額で処理するものとする。

7 その他

(1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等については、千葉市消防局総務部人事課で閲覧できる。

(5) 当該業務委託に係る令和5年度予算が議会の議決を得られないときは、契約手続を中止する。

(6) 詳細は、入札説明書による。